

2022年度健保組合予算と 健保組合制度の持続性の確保

健 保法がブルーカラーの労働者を対象に施行された

1927(昭和2)年1月当時、健保組合の組合数は337、被保険者数は約80万人(男子44万人、女子35万人)で、政府管掌健康保険(現在の協会けんぽ)の被保険者は約114万人(男子57万人、女子56万人)であった。

39(昭和14)年にホワイトカラーの職員、被扶養者についても適用拡大され、61(昭和36)年には国民皆保険に移行し、その後、給付の改善と負担の平等、国保財政への支援といった基本的な考えの下で、老人保健制度(83(昭和58)年)・退職者医療制度(84(昭和59)年)・後期高齢者医療制度(2008(平成20)年)の創設、受診時の定率一部負担の導入など、負担と給付の両面にわたる制度改正が重ねられてきた。

平成時代に入ってから以降、少子高齢化、世帯構造・産業構造・地域社会・就業構造の変化が急速に進んだ。65歳以上人口は1950(昭和25)年4.9%、61(昭和36)年5.8%、

70(昭和45)年7.1%、95(平成7)年14.6%、2011(平成23)年23.3%、18(平成30)年28.1%と増大し、他方、合計特殊出生率は第1次ベビーブーム(1947~49年)の4.5前後、第2次ベビーブーム(71~74年)の2.1前後から低下し、89(平成元)年1.57、2005(平成17)年1.26に落ち込んで近年は1.4前後で推移し、11(平成23)年からは人口減少社会に入っている。

高度経済成長期の1967(昭和42)年から2019(令和元)年までの間に、健保組合の被保険者の平均年齢は32.6歳から43.0歳に、標準報酬月額額は4万2577円から37万7263円に、また、被保険者1人当たり扶養率は1.224から0.758へと変化してきた。協会けんぽ(政管)もこの間、平均年齢は33.8歳から45.5歳、標準報酬月額額は3万2142円から29万748円、扶養率は0.997から0.631へと推移したが、こうした情勢の変化はとりわけ健保組合に大きな影響を及ぼしている。

1991~2019年度のわが国の平均経済成長率は+0.9%で、この間の国民医療費の平均伸び率+2.4%を下回る低成長が常態化して医療保険の財政運営を圧迫してきており、とりわけ老人医療費への拠出金の負担増によって健保組合の財政は厳しさを増している。

22(令和4)年度予算の早期集計結果によると、新型コロナウイルス感染症による20(令和2)年度高齢者医療費減の精算戻りによって拠出金が減少し、また、保険料収入も増加したが、これらは一時的要因に過ぎず23(令和5)年度以降その反動があるし、また、団塊の世代が後期高齢者に到達してくることなどから、今後急激な財政悪化が予想される。

特に保険財政が厳しい健保組合に対し、国民皆保険体制の持続性や公平性等の観点から、協会けんぽと同様の財政支援を求めていくとともに、保険料収入に占める拠出金負担の上限設定ルールの法定化を強く要請していきたい。